

れらに類するもの	外径 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	1 メートル 1 年につき	130 円	93 円	76 円
	外径 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	1 メートル 1 年につき	270 円	190 円	150 円
	外径 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル 1 年につき	670 円	470 円	380 円
	外径 1 メートル以上のもの	1 メートル 1 年につき	1,300 円	930 円	760 円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき	190 円	39 円	11 円	
その他の物件	1 平方メートル 1 月につき	1,900 円	390 円	110 円	

## 附 則

- この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 2 の 3 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 25 号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例  
熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 2 項中「免田町 多良木町 湯前町」を「多良木町 湯前町 あさぎり町」に改める。

第 6 条第 2 項第 6 号を次のように改める

- (6) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に存するものに表示される広告物であって、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物条例の規定に従って表示されるもの

第 20 条の 3 第 1 号を次のように改める

- (1) 他の都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会の課程を修了した者

## 附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項第 6 号及び第 20 条の 3 第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 26 号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年熊本県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 5 号を次のように改める。

- (5) 日本郵政公社

## 附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子